

診療報酬改定に伴う加算について（令和8年6月～）

明細書発行体制等加算

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。

尚、明細書には、使用された薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。

明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

一般名処方加算

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しております。

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（※一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬を選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

電子的診療情報連携体制設備加算

当院では、令和8年6月の診療報酬改定に伴う、電子的診療情報連携体制設備加算について以下のように対応します。

- ・オンライン請求を行っています。
- ・明細書を患者様に無償で交付しています。
- ・オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ・医師がオンライン資格確認等システムを利用して取得した診療情報を、診療を行う診察室または処置室において活用できる体制を有しています。
- ・マイナ保険証利用率が一定程度（30%以上）の実績を有しています。
- ・マイナポータルの医療情報に基づき、患者様からの健康管理に係る相談に応じる体制を有しています。
- ・明細書発行に関する事項、医療DX推進の体制に関する事項について、院内の見やすい場所及びホームページに掲載しています。